より一層の会員サービスと組織・財政強化に取り組み自立・飛翔する商工会を目指す
―平成十六年度県連臨時総会開催―

平成十六年度本会臨時総会は、三月二十三日午後一時三十分、パレス宮城野において、宮城県議会議長　渡辺和喜氏、宮城県産業経済部　団体指導検査課長　堀村廣雄氏、国民生活金融公庫仙台支店長　廣松幸久氏、中小企業大学校仙台校長　川村茂氏、宮城県火災共済協同組合常務理事遠藤雅孝氏を来賓に迎え開催された。

開会にあたり三浦会長の開会挨拶後、来賓の方々より祝辞をいただき、議長に唐桑町商工会長　根孝氏を選出し議事に入った。

提案された宮城県商工会職員退職金管理運営業務規約の一部改正（案）、平成十六年度収支補正予算（案）など八議案が慎重審議され、原案どおり可決承認された。

提案された議案は次のとおりである。

第一号議案　宮城県商工会職員退職金管理運営業務規約の一部改正（案）承認の件

第二号議案　平成十六年度収支補正予算（案）承認の件

第三号議案　平成十七年度事業計画（案）承認の件

第四号議案　平成十七年度収支予算（案）承認の件

第五号議案　専務理事報酬承認の件

第六号議案　特別会計共済事業平成十六年度予想損益計算書（補正）（案）承認の件

第七号議案　特別会計共済事業平成十七年度事業計画（案）並びに予想損益計算書（案）承認の件

第八号議案　平成十七年度借入金最高限度額並びに借入先承認の件

臨時総会で挨拶する三浦会長

基本方針

我が国経済は、企業収益の改善、設備投資の増加等により堅調に推移してきたが、今年に入り原油価格の高騰による輸出・生産等の影響に加え、個人消費の低迷等から回復が足踏み状態になっており、先行き予断を許さない状況にある。

本県においては公共投資、個人消費の低調が続いており、景気回復までには至っていない状況であるが、昨年プロ野球球団東北楽天ゴールデンイーグルスが宮城県を本拠地に誕生し、地域経済に与える効果は計り知れないものがあり大いに期待するところである。

行政合併が進行するなかで、県内商工会は十六年度に十二の商工会に、更に、本年四月一日には二十六の商工会が十商工会に合併、十六年度当初六十四商工会が四十一の商工会と小規模事業者等へ支援強化を図り地域経済活性化の原動力として「会員にとって魅力ある商工会」「地域になくてはならない商工会」を目指し着実に力強く前進した。

このような中、本年は商工会法施行四十五周年の記念すべき年に当り、また商工会合併による大改革を期に、本連合会はより一層の会員サービスの向上と商工会の組織・財政強化を最重点事業として掲げ、商工会活動の原点に立ち返り、自立する商工会として新たな夢の実現に向けて邁進するものである。また、本年度は商工会職員の県連合会帰属化のため、尚一層資質向上に努め全職員の意志統一のもとに使命感と責任感をもって商工会事業運営に取り組むものである。

基本理念については、「自立と飛翔」を基本理念に、行政機関並びに関係機関との連携を図り、次の五項目を重点に諸事業を展開する。

17年度　重点目標

一．会員サービス向上等事業推進支援
一．商工会組織・財政基盤強化に向けた支援
一．商工会情報化対策の強化
一．提案型経営革新支援事業の推進
一．職員の資質向上対策の推進

個人情報保護に対する基本姿勢（プライバシーポリシー）について

平成十七年四月一日からの「個人情報保護法」の完全施行に対応し、本会では、「個人情報保護規程」を策定いたしました。規程に定めた基本姿勢の通り行います。

（一）個人情報の取得について

本会は、適正かつ公平な手段によって、個人情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、FAX、メールアドレス、事業所名、業種、従業員数、資本金、売上高、相談指導情報等）を取得いたします。

（二）個人情報の管理について

①本会は、個人情報の正確性を保ちこれを安全に管理いたします。

②本会は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などを防止するため、適正な情報セキュリティ対策を講じます。

③本会は、個人情報を持ち出し、外部へ送信する等によりこれを漏洩させません。

（三）個人情報の利用について

取得した個人情報は、本会が行う経営改善普及事業及び地域振興に係る次の業務において必要な範囲に限り、商工会及び広域連携する商工会、全国商工会連合会で共同利用いたします。

①小規模事業者等に対する、経営革新、経営一般、情報化、金融、税務、労働、取引、環境対策等の相談・指導並びに講習会等を実施する上での計画、遂行、連絡。

②総会や検定試験等の開催案内等。

③産業祭・物産展等地域振興に係る事業を実施する上での計画、遂行、連絡。

④商工貯蓄共済事業、商工会福祉共済事業を実施する上での計画、遂行、連絡。

⑤国や県、市町村に向けた中小企業政策提言資料の作成。

⑥その他、商工会法第五十五条の八に定める事業に係る業務。

上記以外の目的で利用する必要がある場合には、あらかじめご本人の承諾を得ることを前提といたします。また、収集した個人情報の取扱いを外部に委託する場合には、委託先について厳正な調査を行ったうえ、個人情報の漏洩等の事故が発生しないよう適正な監督を行います。

（四）個人情報の第三者提供について

本会は、法令に定める場合を除き、個人情報を、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供いたしません。

（五）個人情報の開示・訂正・利用停止・消去等について

本会は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合には、異議なく速やかに対応いたします。

（六）組織・体制

①本会は、個人情報保護管理者を任命し、個人情報の適正な管理を実施いたします。

②本会は、職員に対し、個人情報の保護及び適正な管理方法についての研修を実施し、日常業務及び退職後における個人情報の適正な取扱いを徹底いたします。

（七）個人情報保護に係る仕組みの策定・実施・維持・改善

本会は、個人情報の保護のため、法令を遵守し、『個人情報保護規程』に基づき基準を定め、これを本会職員その他関係者に周知徹底させて実施し、維持し、継続的に改善いたします。

故佐々木養悦氏（元本会副会長・元豊里町商工会長）が従六位に叙任される

平成十七年一月十一日に亡くなった元本会副会長・豊里町商工会会長　佐々木養悦氏の従六位叙任については、平成十七年二月四日の閣議に於いて故人の生前の功績が高く評価され決定いたしました。三月二十三日、宮城県庁四階　知事室において、浅野史朗知事より佐々木賢一氏（故人の長男）に対して伝達が行われました。